



川崎市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

環境アセスメントに係るお知らせ

令和3年9月29日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）条例第35条に基づき、（仮称）大師駅前二丁目マンション計画東西街区に係る事後調査報告書（供用時その2）の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿 NS ビル 住友不動産株式会社 住宅分譲事業本部企画管理部長 畑野義人
	指定開発行為の名称	（仮称）大師駅前二丁目マンション計画東西街区
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設（第2種行為） 大規模建築物の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区大師駅前二丁目1番1
	指定開発行為の目的	集合住宅の新設
	指定開発行為の内容	区域面積：約22,603㎡（準工業地域） 延べ面積：約58,620㎡ （西街区：約38,226㎡、東街区：約20,394㎡） 建物最高高さ：西街区：約44.15m、東街区：約20.00m
	事後調査の項目等	緑の質
	環境影響評価の手続経過	平成26年12月25日 条例環境影響評価準備書公告 平成27年 4月 6日 条例見解書公告 平成27年 8月17日 条例環境影響評価審査書公告 平成27年11月 2日 条例環境影響評価書公告 平成29年 4月14日 事後調査報告書（工事中）公告 令和 2年 8月21日 事後調査報告書（供用時その1）公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間	期 間：令和3年9月29日（水）から令和3年10月28日（木）まで ただし、土曜日及び日曜日は除きます。 上記期間中、本市ホームページにて当該事後調査報告書の内容を御覧いただけます。 https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所及び時間	川崎区役所、川崎区役所大師支所及び本庁（環境局環境対策部環境評価課） （午前8時30分から午後5時まで）
	意見書の提出	・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し、意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報情報を伏せて、その写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：令和3年10月28日（木） （郵送の場合は、令和3年10月28日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境対策部環境評価課 提出方法：提出先まで郵送、持参もしくは本市HP専用フォーマット https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=6386 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044（200）2156